

# 令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-24)

施策名	目標5-3 野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止を図る。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復、野生鳥獣の適切な保護・管理、外来生物による在来生物や生態系への影響の防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	4,073	4,055	5,664	6,078
	補正予算(b)	1,100	400	2,400	-	
	繰越し等(c)	▲492	663	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	4,681	5,118	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	4,150	4,757	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	国内希少野生動植物種の新規指定数(平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
		-	119種	171種	207種	270種	309種	300種	
		年度ごとの目標値	120種	165種	210種	255種	300種		
	奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R4年度	○
		-	0.009頭	0.003頭	0.0004頭	0頭	-	0頭	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭)(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	-
		推定の中央値ニホンジカ285万頭、イノシシ105万頭 ※令和2年度に算出	ニホンジカ285万頭、イノシシ101万頭	ニホンジカ277万頭、イノシシ90万頭	ニホンジカ266万頭、イノシシ87万頭	ニホンジカ256万頭、イノシシ80万頭	集計中	平成23年度比で半減(ニホンジカ134万頭、イノシシ50万頭)	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		

<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p>
		<p> <b>&lt;絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存&gt;</b>          ・国内希少野生動植物種について、令和2年度に新たに39種を追加指定した。          ・レッドリストについては、2024年以降の第5次レッドリストに向けた作業に着手した。          ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和2年12月までに指定された国内希少野生動植物種395種のうち、67種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。          ・例えば、トキの保護増殖事業では、野生下で9年連続ヒナの巣立ちが確認され、85羽のヒナが無事に巣立つなど、野生復帰の取組を着実に推進した。また、ライチョウの保護増殖事業では、ライチョウが絶滅したとされる中央アルプスでの個体群復活に向け、個体数の安定している乗鞍岳から3家族19羽を移植するなどの取組を進めた。       </p> <p> <b>&lt;野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化&gt;</b>          ・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めているが、両種ともに生息頭数は平成26年度をピークに減少傾向にあると推定されている。       </p> <p> <b>&lt;遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止&gt;</b>          ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(令和2年度は22件承認)。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト(J-BCH)による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、令和2年度は、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知(平成31年2月8日付け)を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を開始した。          ・外来生物法に基づき、特定外来生物(156種)の飼養等の規制を行っている。特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、令和2年度には合計53箇所環境省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ており、特にマングースについては奄美大島及び沖縄島北部地域において継続的な取組により生息密度低下とアマミノクロウサギ等の分布域拡大が確認できている。          ・令和2年度には、ハヤトゲフシアリ等14種類を、特定外来生物に指定した。          ・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和2年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港及び令和2年9月の名古屋港で多数の有翅女王アリが確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、全国9箇所ヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。          ・改正外来生物法施行後5年が経過し、改正法の施行状況の評価及び外来種対策のあり方の検討を開始した。       </p>

(判断根拠)

<p>施策の分析</p>	<p>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存＞          ・国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存という目標は着実に進展しており、施策の方向性は妥当と考えている。その上で、環境省レッドリストで絶滅危惧種と評価した種は3,772種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多く、国内希少野生動植物種の新規指定と連動して保護増殖事業計画の新規策定を進めている。</p> <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞          ・野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化について、鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあり、目標に向けた施策の方向性は妥当と考えているが、依然として生態系等への被害が継続しており、引き続き、捕獲強化による生息頭数の減少に努めていく必要がある。</p> <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞          ・遺伝子組換え生物の使用については、カルタヘナ法に基づき生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認した上で使用を認めることとされており、引き続き、同法に基づき的確に実施する必要がある。また、国内法の適切な実施のため、カルタヘナ議定書締約国会議等に積極的に参画し、情報収集や意見交換を行うことが必要である。          ・侵略的な外来生物への対策は着実に進んでおり、施策の方向性は妥当と考えているが、外来生物法に基づく規制や特定外来生物の防除により、生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もある。また、近年は世界的な物流の増加により特に非意図的に侵入する外来生物による影響が増加していることから、外来種対策のあり方に係る検討結果を踏まえつつ、引き続き施策を継続することが必要である。</p>
<p>評価結果</p> <p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存＞          ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、引き続き重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を着実に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。</p> <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞          ・令和5年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</p> <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞          ・引き続き、遺伝子組換え生物による生態系への影響を防止するため、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱い(平成31年2月8日付局長通知)については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。          ・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、引き続き、侵略的な外来生物による生態系への影響を防止するため、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を進め、外来生物による被害の防止を推進していく。また、外来種対策のあり方に係る検討結果を踏まえ、制度や運用を改善して外来種対策を推進する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>＜国内希少野生動植物種の新規指定数＞          ・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p>＜奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000罨日当たりの捕獲数)＞          ・目標達成に向けて、探索犬や毒餌など順次新たな防除手法を導入して順調に取組を進め、令和元年度時点で捕獲数0頭を実現した。最終的に根絶を確認する根絶確率計算手法の構築及び捕獲状況を踏まえた段階的な捕獲努力量の縮小について、引き続き捕獲数及びモニタリング結果等を踏まえて専門家による科学的な評価検討を進める。</p> <p>＜侵略的外来種の状況＞          ・侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位が付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶されるという目標の達成に向け、引き続き必要な情報収集等に努め、効率的に対策を進めていく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。</li> <li>・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。</li> <li>・種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。</li> <li>・外来生物法の施行状況の検討作業を、有識者検討会のもとで実施中である。</li> <li>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、従来の規制に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物についても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の鳥獣保護管理法基本指針改定に当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</li> </ul>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省レッドリスト2020・環境省版海洋生物レッドリスト・平成29年度鳥獣関係統計</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>中尾文子(野生生物課長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	---------------------	-----------------	---------------